

Q6-2 課税方法について教えてください。

台湾に固定的営業場所があるか否か等により、課税方法が異なります。

1. 台湾に固定的営業場所がある場合

台湾内に現地法人、支店、工事事務所がある場合は、当該現地法人、支店、工事事務所が課税所得額計算を行い、確定申告および納税を行います。また、会計年度終了後 9 か月目に中間納付を行う必要があります。

実際の所得額に応じて確定申告することが原則的な取扱いとなりますが(申告納税方式)、申告納税方式においても、外国法人の場合は、一定条件に当てはまれば所得税法第 25 条によりみなし利益率(Q6-9 参照)の適用が可能です。この場合、収入総額の 15%をみなし利益率(国際運輸業は営業収入の 10%)として課税所得を計算し、法人税率 20%により税額を計算しますので、収入総額の 3%(みなし利益率 15% x 法人税率 20%)が納付すべき税額となります(申請・認可必要、台湾現地法人は採用不可)。

2. 固定的営業場所はないが、営業代理人がいる場合

台湾内に固定的営業場所(支店等)を設けていない外国法人が営業代理人を置いている場合は、①営業代理人が実際の所得額に応じて確定申告を行う、あるいは、②営業代理人が源泉徴収を行い納税することになりますが、①、②のケースともに所得税法第 25 条によりみなし利益率の適用が可能です。

なお、②の源泉税率は法人税率と同じ 20%となるため、収入総額の 3%(みなし利益率 15% x 源泉税率 20%)が納付すべき税額となります。

3. 固定的営業場所がなく、営業代理人もいない場合

台湾内に固定的営業場所(支店、事務所等)がない、かつ、営業代理人を置いていない場合は、代金の支払い者が支払い時に源泉徴収を行い、納付することになります。この場合も上記同様、所得税法第 25 条によりみなし利益率の適用が可能です。